

【中古住宅取得補助金 Q&A】

Q1：この補助金を利用できる条件は何ですか。

A1：居住を目的に中古住宅を取得した方で、取得した住宅に住民登録していることや2年以上定住の意思があることが対象となります。また町税・その他納付金等に滞納がないこと等が条件となります。

Q2：移住者の条件は何ですか。

A2：当町に5年以上住民登録及び居住実態がなく、転入後3年以内である者が条件となります。ただし、企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等により一時的に住民登録された者は除きます。

Q3：補助金の額はどのように決定されますか。

A3：対象者が移住者の場合には、補助金の額は取得費の20%以内の額で限度額500,000円です。また、対象者が移住者以外の者である場合には、補助金の額は取得費の10%以内の額で限度額は250,000円となります。

Q4：共有名義の住宅の場合は誰が申請者となりますか。

A4：住宅が共有名義となっている場合は、持分割合が高い方が申請者となります。割合が同じ場合には、共有者の中で代表者を決めて申請していただきます。

Q5：親族が建てた住宅を、子どもが取得しました。補助金の対象となりますか。

A5：3親等内の親族から取得した住宅、相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅は補助金の対象となりません。

Q6：町内のアパートに住んでいますが、町内の中古住宅を購入しようと考えています。補助金の対象となりますか。

A6：対象者の条件を満たす場合は、対象となります。

Q7：中古住宅建設補助金の交付を受け、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、住宅取得等の対価の額からこの補助金額を控除する必要がありますか。

A7：住宅取得借入金控除等を受ける場合は、交付を受けた補助金額を控除する必要があります。平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関して補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。詳しくは最寄りの税務署又は町税務課にご確認の上、申告してください。

Q8：補助金の申請はいつまでに行えばよいですか。

A8：住宅取得後6ヶ月以内に申請してください。

※上記は事例の一部です。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

平内町 企画政策課

電話：017-718-1325